

退職給付会計・適用初年度のポイント（2014 年 3 月期版）

平成 24 年 5 月 17 日に企業会計基準委員会から、新退職給付会計基準が公表されました。そして、その適用時期は各種内容によって、2 段階に分けられています。

ここで、来たる 2014 年 3 月期の決算において（決算日が 3 月期ではない会社様においてはどうぞご参考にして下さい）、適用しなければならないものの概要としては以下になります。

- ・未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用の会計処理
- ・開示の拡充
- ・表示科目等の名称変更等

ここで、適用初年度の論点で特筆すべきものをいくつかご紹介したいと思います。

まず、一つ目として、新退職給付会計基準の適用時点においてすでに存在していた未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用の処理について述べたいと思います。

御存じの通り、新退職給付会計基準においては、その適用以降に生じた未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用は、連結包括利益計算書を通じて、連結貸借対照表上の純資産の部に計上されます。

しかし、新退職給付会計基準の適用時点においてすでに存在していた未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用については、結果的に連結貸借対照表上の純資産の部に計上されるのですが、その方法として連結包括利益計算書のその他の包括利益を使用せず、直接、純資産の部におけるその他の包括利益累計額（「退職給付に係る調整累計額」）に計上するという形になります（退職給付会計基準第 37 項、退職給付適用指針設例 3）。特殊な処理でございますので、どうぞご留意下さい。

二つ目として、この新退職給付会計基準は、連結財務諸表についてのみ適用になります。すなわち、個別財務諸表については、本改正は適用されません。したがって、新しくなる名称（「退職給付に係る負債」、「過去勤務費用」、「長期期待運用収益率」等）は、個別財務諸表では従前の名称を使用することになります。また、連結財務諸表を作成する会社については、その個別財務諸表において、未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なる旨を注記することが必要となります（退職給付会計基準 39 項）。

<お断り>

本稿は 4 月・5 月合併号です。都合により、5 月での発行はお休みとさせていただきます。
